

2023年6月29日

新潟労働局長 様

新潟地方最低賃金審議会の運営に関わる要望書

レインボーユニオン

代表 山崎 武央

審議会運営は、審議会等の整理合理化に関する基本的計画(1999年4月27日閣議決定)に基づき行わなければなりません。また、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全
員協議会報告(2023年4月6日)において一定の方向性が示されました。

そこで、審議会運営をいま一度点検し、不適切な運営がなされないよう要望します。

記

- (1) 調査審議に当たり、意見聴取を実施する際は、関係者の利益の公正な均衡の保持に留意しなければならないことから、広く県内の労使に意見を募る際、十分な時間をかけて質疑を交わしたり、事業場視察を行って、審議においてそれらの者の意見をできる限り多く採り上げ、エビデンスに基づく審議を実施すること。
- (2) 少なくとも公労使三者が集まって議論を行う部分については、専門部会や異議審も含め公開すること。
- (3) 会議については、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由にして非公開にしたとしても、会議終了後に作成される議事録は、そうした「おそれ」の範囲が縮まることから、議事と議事録の公開非公開は、別々に検討すること。
- (4) 特段の理由により議事及び議事録を非公開とする場合には、その理由を具体的に明示すること。また、最低賃金法で定められた異議申出制度を運用するために必要な日数を鑑みて、議事要旨については速やかに公開すること。
- (5) 最低賃金の改正決定に係る異議申出を募る際には、議論のプロセスをできるだけわかりやすく示す資料を添付すること。

(6) 議事録は速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保すること。

(7) 増員するなどして、事務局体制を強化すること。

以 上